

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和3年4月22日 24時現在）

（単位：人）

陽性者数（累積）	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
27,564	714	626	88	604	1489	1370	1151	198	645	22,763
+546	+7	+6	+1	+66	+84	+163	△ 1	+10	+7	+373

※下段は前日比

※本日4/23公表の取下（4/22公表の陽性者）は累積の陽性者数に反映済

[検査内訳]

（単位：件）（単位：人）

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	96,955		96,955	8,985
	+746		+746	+171
民間検査機関等 （医療機関等）	191,475	67,116	258,591	18,579
	+2301	+730	3,031	+375
合計	288,430	67,116	355,546	27,564
	+3047	+730	+3777	+546

※医療機関等からの報告により集計

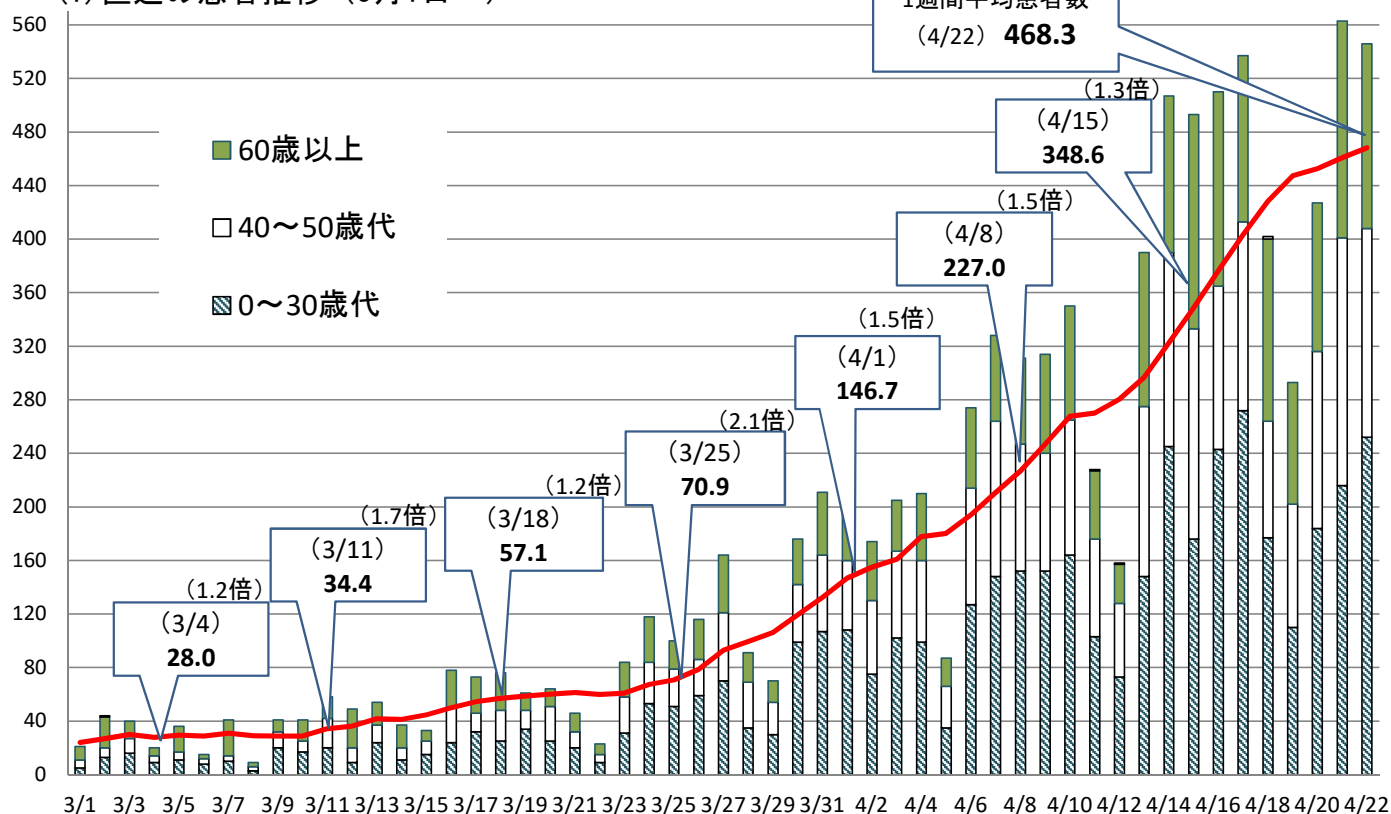
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	839	714	125	85.1%
うち重症対応	116	88	28	75.8%
宿泊	1165	604	561	51.8%
合計	2,004	1,318	686	65.7%

2 3月1日から4月22日に発生した患者の状況（9,596人）

(1) 直近の患者推移（3月1日～）



(2) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1~4/22		4/16~4/22	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	4,966	51.8	1,661	50.7
女性	4,630	48.2	1,617	49.3
合計	9,596	100	3,278	100

② 年齢別患者数

区分	3/1~4/22		4/16~4/22	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	355	3.7	125	3.8
10代	897	9.3	356	10.9
20代	1,835	19.1	564	17.2
30代	1,185	12.3	412	12.6
小計	4,272	44.5	1,457	44.4
40代	1,380	14.4	452	13.8
50代	1,410	14.7	461	14.1
小計	2,790	29.1	913	27.9
60代	906	9.4	331	10.1
70代	839	8.7	290	8.8
80代	573	6.0	190	5.8
90代以上	216	2.3	97	3.0
小計	2,534	26.4	908	27.7
合計	9,596	100	3,278	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1~4/22		4/16~4/22		
	患者数	(%)	患者数	(%)	10万対
県所管					
芦屋	226	2.4	111	3.4	117.4
伊丹	580	6.0	193	5.9	50.6
宝塚	643	6.7	238	7.3	71.1
加古川	396	4.1	177	5.4	42.8
加東	301	3.1	139	4.2	52.6
中播磨	28	0.3	3	0.1	7.3
龍野	106	1.1	59	1.8	37.3
赤穂	66	0.7	21	0.6	23.7
豊岡	30	0.3	4	0.1	3.7
朝来	20	0.2	4	0.1	7.8
丹波	70	0.7	10	0.3	9.9
洲本	112	1.2	66	2.0	52.1
小計	2,578	26.9	1,025	31.3	—
神戸市	3,934	41.0	1,297	39.6	85.3
姫路市	473	4.9	157	4.8	29.6
尼崎市	1,070	11.2	322	9.8	71.2
西宮市	919	9.6	293	8.9	60.1
明石市	622	6.5	184	5.6	61.4
小計	7,018	73.1	2,253	68.7	—
合計	9,596	100	3,278	100	60.0

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1~4/22		4/16~4/22	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	93	2.0	24	1.5
	家庭	2,508	52.7	859	53.0
	職場・施設・学校等	717	15.1	275	17.0
	友人の集まり、談話等	426	9.0	111	6.9
	クラスター	899	18.9	305	18.8
	医療機関・施術所	(174)	(3.7)	(62)	(3.8)
	高齢者福祉施設等	(346)	(7.3)	(107)	(6.6)
	学校・園	(189)	(4.0)	(55)	(3.4)
	飲食店	(18)	(0.4)	(0)	(0.0)
	職場	(153)	(3.2)	(74)	(4.6)
	その他	(19)	(0.4)	(7)	(0.4)
	その他	76	1.6	38	2.3
	小計	4,719	99.2	1,612	99.5
県外	飲食店	7	0.1	0	0.0
	職場・施設・学校等	10	0.2	3	0.2
	友人の集まり、談話等	8	0.2	2	0.1
	その他	14	0.3	3	0.2
小計	39	0.8	8	0.5	
合計	4,758	100.0	1,620	100.0	
調査中		4,180		1,658	
不明		658			
総計		9,596		3,278	

新規感染者数の人口10万人当たり及び対前週比

R3.4.23

圏域・保健所	① 4/9～4/15		② 4/16～4/22		前週比 ②／①
	感染者数	人口10万人当り	感染者数	人口10万人当り	
神戸	920	60.53	1297	85.33	1.41
阪神南	565	54.65	726	70.22	1.28
尼崎	279	61.74	322	71.25	1.15
西宮	237	48.62	293	60.11	1.24
芦屋	49	51.84	111	117.44	2.27
阪神北	365	51.02	431	60.24	1.18
宝塚	230	68.76	238	71.16	1.03
伊丹	135	35.43	193	50.66	1.43
東播磨	291	40.82	361	50.64	1.24
明石	200	66.76	184	61.42	0.92
加古川	91	22.02	177	42.82	1.95
北播磨(加東)	92	34.87	139	52.68	1.51
中播磨	127	22.27	160	28.06	1.26
姫路	121	22.86	157	29.67	1.30
中播磨	6	14.62	3	7.31	0.50
西播磨	32	12.98	80	32.44	2.50
龍野	13	8.23	59	37.33	4.54
赤穂	19	21.46	21	23.71	1.11
但馬	6	3.80	8	5.06	1.33
豊岡	5	4.67	4	3.74	0.80
朝来	1	1.96	4	7.84	4.00
丹波	18	17.87	10	9.93	0.56
淡路(洲本)	24	18.95	66	52.11	2.75
全県	2,440	44.64	3,278	59.97	1.34

※前週比1以上を黄色マーカー

→ステージⅢ

→ステージⅣ

※ステージⅢ
10万人当り 15人以上

※ステージⅣ
10万人当り 25人以上

赤字:人口10万人当り感染者数が全県以上

3 4月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（4月22日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	神戸	医療機関	①	28	20	8	3月21日
			②	5	3	2	3月26日
			③	13	9	4	4月6日
	尼崎	医療機関		6	0	6	3月26日
	明石	医療機関		18	9	9	4月7日
	加古川	有床診療所		10	6	4	4月15日
	洲本	診療所		10	5	5	4月17日
	計		7ヶ所	90	52	38	
		内4月以降新規分	4ヶ所	51	29	22	
福祉施設	神戸	福祉関係事業所		29	21	8	3月24日
		介護関係事業所	①	31	20	11	3月24日
			②	5	4	1	4月7日
		介護関係施設	①	12	8	4	4月1日
			②	6	5	1	4月10日
			③	6	1	5	4月10日
	④		6	4	2	4月13日	
	尼崎	福祉施設		5	3	2	3月30日
		介護保険サービス事業所	①	39	30	9	4月13日
			②	7	5	2	4月15日
	宝塚	福祉施設		49	35	14	4月14日
	龍野	福祉事業所		7	2	5	4月20日
計		12ヶ所	202	138	64		
		内4月以降新規分	9ヶ所	137	94	43	
事業所	神戸	事業所	①	9	0	9	3月29日
			②	16	0	16	4月2日
			③	5	0	5	4月8日
	加東	事業所	①	26	0	26	4月8日
			②	10	0	10	4月12日
	朝来	養父市役所		8	0	8	3月31日
	丹波	丹波市社会福祉協議会		6	0	6	3月25日
	丹波	事業所		5	0	5	4月6日
	洲本	事業所		8	0	8	4月14日
	計		9ヶ所	93	0	93	
		内4月以降新規分	6ヶ所	70	0	70	
学校等	神戸	保育施設	①	9	2	7	4月2日
	神戸		②	5	2	3	4月6日
	神戸	保育所		15	7	8	4月2日
	尼崎	中学校		9	1	8	4月13日
	西宮	私立高校運動部		5	5	0	4月3日
	西宮	認可外保育園		19	6	13	4月13日
	伊丹	高等学校		7	7	0	3月31日
	龍野	高等学校		8	8	0	4月3日
	赤穂	大学		6	6	0	4月2日
	赤穂	学校		9	9	0	4月14日
	計		10ヶ所	92	53	39	
		内4月以降新規分	9ヶ所	85	46	39	
その他	西宮	バスツアー		14	14	0	4月17日
	芦屋	兵庫県警察学校		65	0	65	4月14日
	宝塚	スポーツセンター		23	14	9	4月3日
	計		3ヶ所	102	28	74	
		内4月以降新規分	3ヶ所	102	28	74	
合計		41ヶ所	579	271	308		
		内4月以降新規分	31ヶ所	445	197	248	

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	発生件数	陽性者数
医療機関	54	1,945
福祉施設	76	1,477
事業所	20	244
学校	38	387
飲食店	12	101
その他	11	182
合計	211	4,336

国の新たな感染状況のステージの指標（見直し後）

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合	
	入院医療		重症者用病床					
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	入院率 40%以下	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数 20人以上	5%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	50%	
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	入院率 25%以下	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数 30人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	50%	
兵庫県 (4月22日)	85.1%	17.1%	75.8%	76.人	15.2%	59.9人	49.4%	
備考	入院者数 714人 確保病床数 839床	入院者数 714人 全療養者数 4156人	入院者数(重症) 88人 確保病床数(重症) 116床	全療養者数 4156人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 3278人 検査数(直近1週間) 21450件	患者数(直近1週間) 3278人 人口 5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間) 1620人 患者数(直近1週間) 3278人	

国の新たな感染状況のステージの指標

(～4月15日)

単位	①病床の逼迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週間) %	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明 の者の割合(週間) %	新規患者数 (人)	1日当たり検査 件数 (件)
	全入院患者	重症患者							
	確保病床使用率	確保病床使用率 (重症患者)							
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%		
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%		
4月1日	64.6	62.0	25.9	8.2	18.7	2.07	55.4	199	2,416
4月2日	66.3	61.2	28.3	8.3	19.8	1.96	55.2	174	2,283
4月3日	67.6	64.6	29.5	8.2	20.6	1.72	55.1	205	1,919
4月4日	67.2	65.5	31.1	8.9	22.7	1.78	54.5	210	1,463
4月5日	72.3	63.7	32.4	8.5	23.0	1.69	54.3	87	2,613
4月6日	72.4	65.5	35.9	9.1	24.8	1.62	55.0	274	1,990
4月7日	74.6	67.2	39.2	9.8	27.0	1.59	55.6	328	2,315
4月8日	74.7	73.2	43.4	10.3	29.0	1.54	54.5	311	2,817
4月9日	72.5	72.4	43.3	11.2	31.6	1.59	54.6	314	2,256
4月10日	75.5	71.5	46.5	12.1	34.2	1.66	55.5	350	1,966
4月11日	73.1	70.6	45.9	11.3	34.6	1.51	56.5	228	2,644
4月12日	73.1	70.6	46.1	11.7	35.9	1.55	55.3	158	2,780
4月13日	73.8	66.3	50.7	11.6	38.0	1.52	54.8	390	3,103
4月14日	75.0	68.9	57.2	12.2	41.3	1.52	53.5	507	2,891
4月15日	78.1	68.9	63.5	13.0	44.6	1.53	53.1	493	3,043

(4月16日～)

単位	医療提供体制の負荷				感染の状況			新規患者数 (人)	1日当たり検査 件数 (件)
	①医療の逼迫具合		②療養者数 人口10万人対	③陽性者数/PCR 等検査件数(週間) %	④直近1週間の陽 性者数 人口10万人対	⑤感染経路不明の 者の割合(週間) %			
	入院医療 確保病床使用率	入院率					重症者用病床 確保病床使用率		
ステージⅢ指標	20%	40%	20	5%	15	50%			
ステージⅣ指標	50%	25%	30	10%	25	50%			
4月16日	79.3	18.0	67.2	67.5	13.5	48.2	50.4	510	2,984
4月17日	80.0	16.9	68.9	72.7	14.3	51.6	47.5	537	2,225
4月18日	79.6	16.9	69.8	72.0	15.4	54.8	47.6	402	2,379
4月19日	82.1	17.2	69.8	73.1	15.2	57.2	47.6	293	3,849
4月20日	82.5	16.7	76.7	75.8	15.6	57.9	48.0	427	2,934
4月21日	84.2	17.7	75.0	72.9	15.5	59.0	49.3	563	3,302
4月22日	85.1	17.1	75.8	76.0	15.2	59.9	49.4	546	3,777

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/16~4/22)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	3,278	59.9	1.34

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/16~4/22)	人口10万人あたり人数	前週比
全国	31,464	24.9	1.28
北海道	766	14.5	1.36
宮城県	388	16.8	0.70
山形県	102	9.4	0.64
埼玉県	1,321	17.9	1.33
千葉県	920	14.6	1.31
東京都	4,789	34.4	1.31
神奈川県	1,545	16.7	1.36
岐阜県	250	12.5	1.52
愛知県	1,581	20.9	1.29
滋賀県	270	19.0	1.59
京都府	813	31.4	1.36
大阪府	7,868	89.3	1.16
奈良県	661	49.6	1.24
和歌山県	277	29.9	1.31
愛媛県	261	19.4	1.35
福岡県	1,166	22.8	2.09
沖縄県	740	50.9	0.93

新型コロナウイルス感染症にかかる入院医療体制の強化について

I 新たな病床確保計画の策定

1 基本的な方針

①一般医療とコロナ医療を両立する医療提供体制を基本とし、患者の症状に応じた適切な治療・療養体制を整備するとともに、②感染者急増時の緊急的な患者対応も可能となるよう、病床確保計画を見直し、入院医療体制を強化する。

2 計画策定にあたっての国の考え方

- ①今冬の最大感染者数の2倍程度を想定した体制を確保(一般医療を制限した緊急避難的な体制)
- ②一般医療と両立した、患者受入が実際に可能な病床を最大限確保(現計画の底上げ)

3 計画の主な内容

この冬の最大数の2倍程度(648人[324人×2])の感染者の発生にも対応できるよう、国の算定式を参考に、①病床については、重症130床程度を含む1,200床程度(当面の底上げとして1,000床程度)、②宿泊療養施設については、1,500室程度の体制構築を目指す。

[患者数・必要病床数・宿泊療養客室数]

区分	人数	備考
1日最大新規感染者数①	648	60歳未満 85%、60歳以上 15%
新規入院患者数②	129	①×入院率(60歳未満12.4%、60歳以上63.2%)
最大の入院患者数③	1,140	②×在院日数(60歳未満 8日、60歳以上 13日)
重症患者数④	123	③×重症率(60歳未満 5%、60歳以上 15%)
最大確保病床数⑤	1,206	③÷病床利用率
重症病床数⑥	129	④÷病床利用率
新規宿泊療養・自宅療養者数⑦	519	①-②
最大の宿泊療養・自宅療養者数⑧	3,242	⑦×療養日数(7日)
宿泊療養者⑨	973	⑧×宿泊率
自宅療養者数⑩	2,269	⑧-⑨
最大確保宿泊療養室数⑪	1,497	⑨÷客室利用率
最大の療養者数	4,382	

II 病床確保に向けた取組

1 病床確保の状況

各医療機関に対し、当面 100 床程度の病床確保を要請（4月7日）し、従前の 839 床から、現時点で 935 床（+96 床）を確保するとともに、重症、中等症、軽症対応病床区分を明確化した。

区分	現行	拡充	差引
病床数	839 床	935 床	+96 床
重症	116 床	118 床	+2 床
中等症 2	723 床	430 床	+94 床
中等症 1		200 床	
軽症		187 床	

〔確保病床の内訳〕

- ・既協力病院：839 床→905 床（+66 床・12 病院：公立公的 47 床 8 病院、民間 19 床 4 病院）
- ・新規協力病院：0 床→30 床（+30 床・5 病院：すべて民間）

2 今後の取組

区分	現行	拡充	目標	今冬 2 倍対応
病床数	839 床	935 床	1,000 床程度	1,200 床程度
うち重症	116 床	118 床	120 床程度	130 床程度

- ①新たに確保した 96 床について、順次運用を進めるとともに、引き続き、各医療機関に病床確保を要請し、5 月中には、新たな病床確保計画に対応するため、1,000 床程度の確保を目指す。
- ②各圏域において、救急対応など医療機関の役割分担等について関係者による検討を行い、今冬の 2 倍相当を想定した体制の構築（1,200 床程度）を目指す。

III 宿泊療養体制の強化

1 宿泊療養施設の状況

- ①4月20日から、8施設（1,165 室）で運用
- ②安心して療養できる体制を確保するため、2施設（西宮・姫路）について、医師を派遣

2 今後の取組

(1) 宿泊療養施設の拡充

- ①神戸市内に新たに 1 施設（160 室程度）を確保し、5 月上旬運用に向けて準備を進めている。
- ②新たな病床確保計画に対応するため、1,500 室程度の確保に向け、交渉を進める。

(2) 医療ケアの充実

①酸素吸入装置の設置

全宿泊療養施設に酸素濃縮器等の酸素吸入装置を設置し、入所者の状況に応じて医療的ケアを受けられる体制を確保している。

②医師派遣施設の拡充

2 施設に加え、5 月 1 日から神戸市内の 1 施設において医師の派遣を開始する。（計 3 施設）

③往診の実施に向けた協議

宿泊療養者への往診・調剤について、兵庫県医師会、兵庫県薬剤師会等と協議を進める。

高齢者施設等内感染対策の徹底について

重症化リスクの高い方が利用されている高齢者施設等において、クラスター発生が散見されることから、改めて、施設内感染対策を徹底する。

1 感染対策の周知徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

施設に対して、手指消毒やマスク着用、十分な換気など基本的な感染対策について、改めて徹底（4/19 通知済み）

(2) 具体的な場面における留意事項の徹底

「勤務中」や「休憩時」など具体的な場面における留意事項について、改めて徹底を要請（別紙参照）

【例】

<input type="checkbox"/> 勤務中	体調が優れない場合は無理に出勤しない、更衣室を多くのスタッフが一度に利用しない
<input type="checkbox"/> 業務中	こまめに手指消毒や換気を実施、不特定多数のスタッフが触れる機器は手指消毒してから使用し、こまめに清掃
<input type="checkbox"/> 休憩時	休憩時間を分散し、休憩室を多くの職員が一度に利用しない
<input type="checkbox"/> 業務終了時	防護具の脱衣手順を脱衣所に提示、業務中に着用したユニホームのまま帰宅しない

(3) ウイルスを施設に持ち込まない行動の徹底

施設の従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先等に連絡のうえ、出勤の自粛を要請

2 保健所による情報収集の強化

(1) 施設指導・助言

① 監査指導課等関係課と連携のもと、疑い例発生時より施設側が、迅速に保健所へ相談できるよう平時からの対応について、施設への指導を実施

〔 例〕 平時における施設への発生時等の連絡手順や施設側の入所者のリスト作成
(①症例定義に基づく発症者、②発症場所、③発症時間) や施設平面図の準備など。〕

② 施設に感染対策の実施報告を求め、必要に応じ助言を行うことで、施設へのフォローアップを実施（専門家派遣制度等を活用）

(2) 施設内感染例・対策の情報共有の徹底

実地指導等の機会において、施設における感染対策の実効性について確認し、施設職員研修等の機会を通じ、クラスター事例の対応等について情報共有を実施

3 施設で感染等が疑われる事案が発生した場合の対応

(1) 保健所への早期連絡等

施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄保健所に連絡し、その指示に従うよう改めて要請（4/19 通知済み）。

(2) 初動体制の徹底

① 施設等に発熱等の症状を呈する方がいる場合、陽性者の有無に関わらず、これらの方や関係者に対し、幅広く迅速に検査を行い、疑い患者として個室管理等必要な健康観察を実施

② 施設において感染者が確認された場合、感染管理認定看護師等の早期派遣によるゾーニングの設定、感染拡大防止対策指導など初動体制の徹底

社会福祉施設・事業所における感染予防・感染拡大防止について

1 出勤・着替え時

- 体調が優れない場合は、無理に出勤しない
- 施設の従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある人や PCR 検査を受けている人がいる場合などには、勤務先等に連絡のうえ、出勤を自粛する
- 時差出勤を導入するなど、更衣室（ロッカー室）を多くのスタッフが一度に利用しない
- 更衣室を分散する

2 業務中

- こまめに手指消毒や換気を実施
- マスクを着用する場合は不織布マスクとし、鼻を出さない
- 不特定多数のスタッフが触れるOA機器は手指消毒してから使用し、こまめに清掃
- 車いす、歩行器、清掃用品等の複数フロアでの共用を中止
- 出入りの多いドアは肘で押して入れるよう調整する
- 保冷配膳車等を導入し、食事介助は、原則として個室で行い、対面にならないようにする
- 利用者の検温、健康チェックなど、毎日の健康管理を行う
- 意思疎通が困難な利用者の誤飲を防ぐため手指消毒機器の設置ができない場合は、ポシエット型、ウェストポーチ型の手指消毒剤ホルダー等を導入
- 委託業者を含めたすべてのスタッフに、防護具装着の必要性・方法を周知

3 休憩時

- 休憩時間を分散し、休憩室を多くの職員が一度に利用しない
- 居室で使用したペン等の物品を休憩室に持ち込まない
- 居室に職員の私物を持ち込まない
- 休憩室の共用物を減らし、こまめに清掃
- 食事中は会話を控える

4 業務終了・帰宅時

- 防護具の脱衣手順を脱衣所に提示
- ゴミ捨て場への導線と、資材保管庫への導線を分けて設定
- 業務中に着用したユニホームのまま帰宅しない

5 患者発生時等

- 風邪の症状を訴える利用者がいた場合、発熱の状況や居室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること

保健所体制の強化について

1 令和3年度当初の対応

(1) 保健師の増員 + 8名

令和3年度	令和2年度	増加数
124名	116名	+8名

(2) 保健所内における機動的な対応力の強化

母子保健や精神保健等を担当する地域保健課長(保健師)に、感染症対策を行う健康管理専門員の兼務発令を行うなど、所内で保健師が一体的・機動的に対応できるよう体制を強化

(3) 新型コロナウイルス感染症対策を行う会計年度任用職員(看護師等)を配置 19名

2 現下の感染拡大を踏まえた対応

(1) 保健師の応援派遣

県、関係機関等から保健師、看護師を応援派遣 延べ78名

※県看護協会に「保健師バンク」を設置(R2.12月)し、派遣者を確保

R3年度(4/6~4/22)健康福祉事務所保健師等派遣状況(延べ人数)

区分	芦屋	宝塚	伊丹	加古川	龍野	赤穂	丹波	合計
県保健師	2	8	24	1	0	0	0	35
その他 ※	13	8	4	3	8	2	5	43
合計	15	16	28	4	8	2	5	78

※ その他 保健師バンク、市町保健師、看護協会職員、OG保健師、看護系大学教員 等

(2) 各県民局(センター)での取り組み

- ① 県民局において、保健所に対し事務的業務(データ・書類整理等)の応援を適宜実施
- ② 県民局長等連絡会議(4月19日)において、さらなる応援態勢の構築を依頼

(3) 民間派遣を活用した応援チームによる支援

感染者が特に多い5保健所(芦屋、宝塚、伊丹、加古川、加東)に対し、民間派遣を活用し、県民相談や事務的調査補助を行う応援チームによる支援の実施

① 応援チーム数・派遣人数 6チーム・32人/日

区分	芦屋	宝塚	伊丹	加古川	加東	合計
チーム数	1チーム	2チーム	1チーム	1チーム	1チーム	6チーム
派遣人数※	5人	10人	7人	5人	5人	32人

※感染状況に応じて、1ヶ月単位で人数を増減のうえ派遣

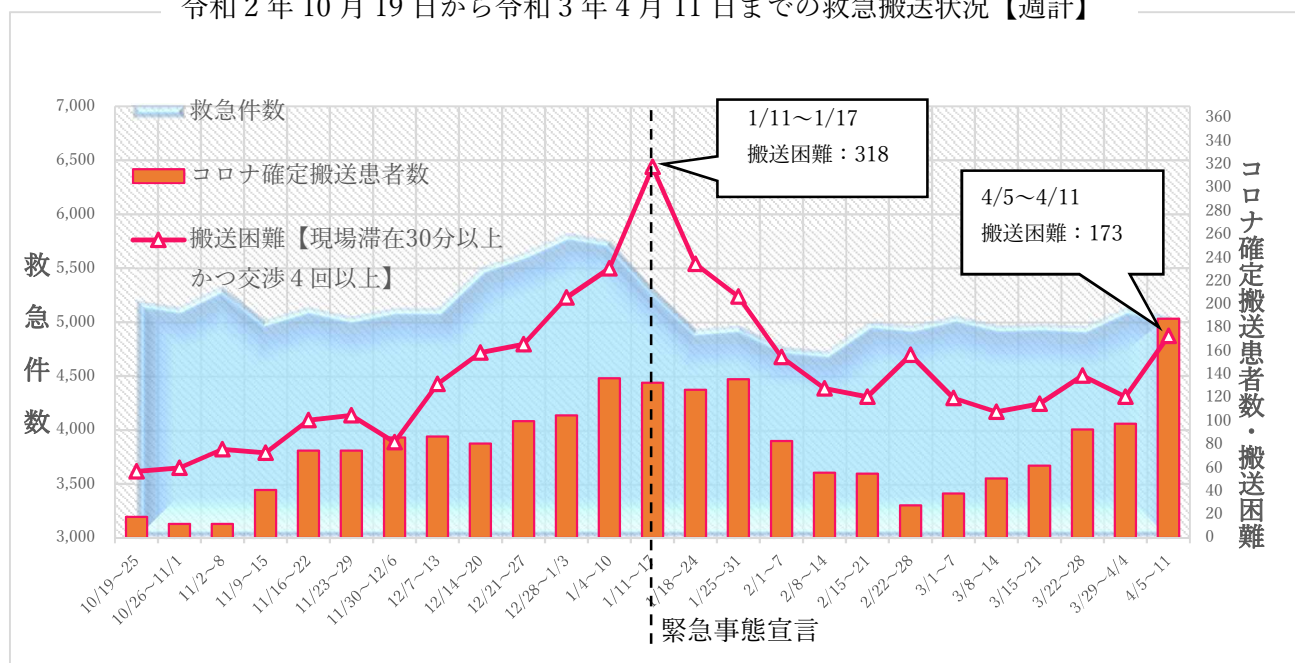
② 派遣開始 4月26日

救急搬送状況について

1 搬送状況

- ① 搬送困難件数（現場滞在 30 分以上かつ交渉 4 回以上）は、冬期に多く発生する疾病（心筋梗塞等）等もあり 1/11～17 において 318 件で最大。
- ② 4 月以降は増加傾向となっているが、現時点では 1 月時点の約 5 割の水準。今後の状況には注視が必要。

令和 2 年 10 月 19 日から令和 3 年 4 月 11 日までの救急搬送状況【週計】



2 搬送患者の受入促進に向けた取組

① 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

休日・夜間等で搬送先の確保が困難な場合等に、県の整備している兵庫県 EMIS の一斉通報のシステムを活用し、全県的な搬送先の確保に努めている。なお、昨年 4 月から新型コロナウイルス感染症の急患患者の受入れ困難事例の増加を受けて、従来設けていた一斉通報の要件（5 回以上照会等）を撤廃している。

② 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入登録医療機関等における積極的な受入促進

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・小児・医療提供体制確保事業」（令和 2 年度）を活用して院内感染を防止するために必要な設備整備及び診療体制確保を行った病院数

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	合計
24	30	6	12	11	3	4	4	94

- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の入院治療を行う医療機関への支援
入院 1 人あたり 12,000 円/日【4/29～5/5：24,000 円/日】

緊急事態措置対策のポイント

1. 飲食対策の徹底

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する 20 時までの時短要請
- ・ 飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請
- ・ 住民に対して、休業要請等に応じていない飲食店等や感染対策が徹底されていない飲食店等への利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・ 住民に対して、路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請
- ・ 1000 m²以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請
- ・ 住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・ 鉄道、バス等の 交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

3. クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・ 在宅勤務 (テレワーク)、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 現場での集団活動を伴う職場等において、特に 感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・ 学校等において、感染リスクの高い部活動等の制限、大学等遠隔授業の活用等を要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する
「まん延防止等重点措置」と「緊急事態措置」について

		緊急事態措置	まん延防止等重点措置
政府が公示	区域	都道府県	特定の区域 (基本的に都道府県単位を想定)
	期間	原則2年	原則6カ月
	発出要件	全国的かつ急速なまん延により国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす事態等が発生したと認めるとき	当該都道府県に感染拡大のおそれがある場合であって、医療提供に支障が生じるおそれがあると認められるとき
知事の要請内容等	実施区域	知事が定める区域 (県全域、市町単位等)	知事が定める区域 (市町単位等を想定)
	要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛要請 ・ 施設の使用制限 (時短要請、休業要請) ・ 催物の開催制限 ・ その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、入場者の整理・誘導、発熱等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスク着用等の感染防止に関する措置の周知、当該措置を講じない者の入場の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の変更(時短要請) (休業要請なし) ・ その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、入場者の整理・誘導、発熱等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスク着用等の感染防止に関する措置の周知、当該措置を講じない者の入場の禁止 <p>※業態ごとの新規陽性者数、クラスター発生件数、発生動向等を勘案</p>
	要請対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民 ・ 学校、社会福祉施設、興行場、その他多数の者が利用する施設管理者等 	措置を行う必要があると認める業態(※)に属する事業者
	罰則	命令に違反した者に <u>30万円以下の過料</u>	命令に違反した者に 20万円以下の過料

	現行のまん延防止等重点措置	今回の緊急事態措置																																		
区 域	全 域	全 域																																		
期 間 (緊急事態措置等)	令和3年4月5日(月)から 令和3年5月5日(水)まで	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで (17日間)																																		
1 外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 時短要請時間外に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 特に大阪など県境を越えたまん延防止等重点措置区域への往来自粛を要請 	<p>【特措法第45条第1項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 																																		
2 施設の使用制限	<p>飲食店 遊興施設(*1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮要請 (まん延防止等重点措置の指定区域) 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の5時～20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時～19時まで)を要請 (県独自措置区域) 【東播磨地域(明石市除く)・中播磨地域、 阪神北地域・明石市(～4/21)】 ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の5時～21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時～20時半まで)を要請 ○感染対策の徹底 	<p>【特措法第45条第2項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業要請・時短要請 【全県】 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店を含む)への休業要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○感染対策の徹底 																																		
	<p>〔特措法施行令第11条・多数利用施設〕</p> <p>④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗</p>	<p>○特措法によらない協力依頼 【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施</p> <p>【上記地域以外】 ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施</p> <p>※食料品・医薬品等の生活必需品売場は除く</p>																																		
	<p>県立公園等</p>	<p>【神戸・阪神南地域、阪神北地域・明石市(4/22～)】 ・20時以降、屋内運動施設を閉鎖</p>	<p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多数利用集客施設への休業要請(特措法施行令第11条施設) ・休業を要請する施設(1,000㎡超の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映画館等</td> <td>映画館、プラネタリウム</td> <td rowspan="2">・床面積が1,000㎡超の施設は休止</td> </tr> <tr> <td>商業施設</td> <td>大規模小売店等</td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>体育館、ホウリング場等</td> <td rowspan="3">・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ</td> </tr> <tr> <td>遊興施設(飲食店除く)</td> <td>個室ビデオ店等</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>博物館、美術館等</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>生活必需サービス以外のサービスを営む店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場等</td> <td>劇場、観覧場等</td> <td rowspan="4">・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td>集会場、展示場等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館</td> <td>ホテル・旅館の集会の用に供する部分</td> </tr> <tr> <td>運動施設(屋外)</td> <td>野球場、ゴルフ場等</td> </tr> <tr> <td>遊技施設</td> <td>テーマパーク、遊園地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設例	要請内容	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止	商業施設	大規模小売店等	運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ	遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等	博物館等	博物館、美術館等	サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗		種類	施設例	要請内容	劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)	集会・展示施設	集会場、展示場等	ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場等	遊技施設	テーマパーク、遊園地	
	種類	施設例	要請内容																																	
	映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止																																	
商業施設	大規模小売店等																																			
運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ																																		
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等																																			
博物館等	博物館、美術館等																																			
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗																																			
種類	施設例	要請内容																																		
劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く)																																		
集会・展示施設	集会場、展示場等																																			
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分																																			
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場等																																			
遊技施設	テーマパーク、遊園地																																			
<p>大学</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン授業の積極的活用 県外での部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。県内での合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。 教育活動の場において、学生向け動画等を送信・配布し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけ 	<p>同左</p>																																		
<p>小・中・高等学校等</p>	<p>【県立学校】 〔教育活動〕 ・県外活動は、実施時期・場所、参加人数、移動方法などを十分に検討等</p> <p>〔部活動〕 ・高体連・中体連スジュール記載大会等を除き、県外活動は実施しない。 ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。</p>	<p>【県立学校】 〔教育活動〕 ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ実施 ・食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 〔部活動〕 ・高体連・中体連スジュール記載大会等を除き、県外活動は実施しない。 ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。</p>																																		
3 イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限5,000人、かつ、収容定員大声なし100%以内、大声あり50%とすることを要請 	<p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催物・イベントは、原則として無観客での開催を要請(社会生活の維持に必要なものを除く) 																																		
4 出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	<p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進、大型連休中の休暇取得の促進を要請 																																		

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設

緊急事態措置実施に伴う学校及び社会教育施設等の対応

公立学校

〔県立学校〕

① 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行う。
- 県外における活動（修学旅行を含む）は、行わない。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、実施の可否は判断する。

○感染防止対策

〔登校・出勤時〕

- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底する(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)。なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮する。
- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）。

② 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施する。
ただし、実施場所は県内に限る。（※を除く）
- 中体連、高体連、高文連及び高野連に対して、公式戦において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、試合は無観客とするなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③ 心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域となったことに伴い、児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討
- ・SNS 悩み相談の拡充（17:00～21:00 → 16:00～22:00）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

- ・設置者に対して、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習を支援するよう呼びかけを行う。

社会教育施設等【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

○県立施設については、

①社会教育施設は、臨時休業とする。

図書館については、入場整理のうえ、開館する。開館時間は最長20時までとする。

②体育施設

（屋内施設）

・屋内施設（1000㎡超）については、原則臨時休業とする。

ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）については、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）については、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。

・屋内施設（1000㎡以下）については、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

（屋外施設）

・屋外施設については、感染防止対策を徹底し、無観客での利用とする。

また、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

県立都市公園等の取り扱い

- ・ 県立都市公園等は、感染防止対策を施した上で、閉鎖しない。
- ・ 公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。
- ・ 公園全体で人を分散させるため、電車バスでも一定の利用が見込まれる公園（県立明石公園、県立甲山森林公園、県立西猪名公園及び県立舞子公園）については、駐車場を閉鎖し、車での来場者を抑制。
- ・ 公園内レストランについては他の飲食店と同様の働きかけとする。

- ・ 公園内の野球場、屋外テニス場、記念館など各施設は、今後公表される国対処方針に従う。

例：ニジゲンノモリのゴジラ迎撃作戦 →無観客開催の要請
ビーンズドーム、尼崎の森中央緑地のプール、淡路佐野運動公園の室内練習場
→原則休業だが全国大会等は無観客化
明石公園野球場、三木総合防災公園陸上競技場 →無観客開催の要請
淡路夢舞台公苑温室 →休業要請
孫文記念館 →その他飲食店と同様（20時迄時短）
県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンターは休業する。
県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園は開園するが、屋内施設は閉鎖する。
兵庫楽農生活センター、県立六甲山ビジターセンター、ひょうご環境体験館は休業する。

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する休業要請等について**

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大し、医療体制も非常に厳しい状況となっていることから、本日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置実施区域に指定されました。

県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、休業等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する場合の休業
- ・酒類又はカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
- ・感染対策の徹底

(※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑩）

----- 感染対策の徹底 -----

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

TEL：078-362-9921、

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

TEL：078-361-2501

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年4月23日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大し、医療体制も非常に厳しい状況となっていることから、本日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置実施区域に指定されました。県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、施設の使用制限等を要請します。事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

・休止を要請する施設(1,000㎡超の施設)

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止 ・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮の協力を依頼
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店 等	
運動・遊技施設	体育館、ホウリング場 等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等	
博物館等	博物館、美術館、水族館 等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	

・イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場 等	・無観客開催 (社会生活の維持に必要なものを除く)
集会・展示施設	集会場、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場 等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地	

・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時(ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時(ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

-中小事業者向け- コロナ感染症対策応援プロジェクト

第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金のご案内

-テイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策のための 取り組みを応援します！！-

1.事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食業、宿泊業を営む中小企業及び個人事業主が実施するテイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策等の取組を支援します。
2.対象者	県内で営業する飲食店、宿泊施設を営む中小法人及び個人事業主 (テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除きます) (主たる事業所が県外にあっても対象となります)
3.募集期間	令和3年4月1日(木)～令和3年7月31日(土) 消印有効 ※予算枠に達し次第、募集を終了しますので、お早めに申請をお願いします
4.補助対象事業	①テイクアウト・デリバリーの実施 ②地元食材を使用した新商品開発 ③感染防止対策 等
5.対象経費	店舗改装・工事費、資料作成費、広告宣伝費、印刷費、リース料、委託費、材料費(酒類は除く)、外注費、設備・備品購入費、消耗品費等
6.補助対象期間	令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水) ※上記期間に発注、契約、購入、納品されたものが対象となります
7.補助金額 (補助下限額・上限額)	1店舗あたり下限額5万円～上限額10万円の定額補助(消費税は対象外) ※条件に該当する店舗を複数経営されている場合、 <u>上限額は10万円×店舗数</u> となります (但し、下限の金額未満の場合、補助金は支給できません。) 申請は店舗ごとではなく、中小法人または個人事業主単位で行なってください。申請は1回のみです。
8.申込方法	下記、住所にレターパックライトで郵送して下さい。 ※事業完了後に申請書兼報告書として様式第1と添付書類(領収書等)をご提出ください。 (要領・様式等掲載サイト: https://www.chuokai.com でご確認ください)

確認事項(必ずご確認ください)

- ・申請は飲食業、宿泊業の2業種に限定。
- ・申請される店舗全ての営業許可証の写し(下記のいずれか)を提出していただく必要があります。
飲食業:飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証
宿泊業:ホテル営業許可証、旅館営業許可証、簡易宿所営業許可証
- ・申請前に必ず募集要領をご確認ください。
- ・中小法人の範囲については、下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。(中小企業基本法に定める中小企業者)

業種	資本金	従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下



【お問い合わせ先】 ※対応時間：平日9時～17時

兵庫県中小企業団体中央会 第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金事務局
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県県民会館3階
TEL：078-595-9008

緊急事態措置に関するコールセンターの設置について

1 名 称

兵庫県緊急事態措置コールセンター

(現在の「まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター」から移行)

2 設 置 日

令和3年4月24日(土)

3 受付時間

平日 午前9時～午後5時

※ ただし、令和3年5月9日(日)までの土・日・祝日は開設

[4/24(土)、4/25(日)、4/29(木・祝)、5/1(土)～5/5(水・祝)、5/8(土)、5/9(日)]

4 電話番号

078-362-9921

(「まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター」から変更なし)

5 受付内容

緊急事態措置の内容に関する問い合わせ

(参考) 県が設置しているその他のコールセンター

名 称	電話番号等	受付時間
兵庫県休業・時短協力金コールセンター	電話:078-361-2501	平日 午前9時～午後5時 ※ ただし、令和3年5月9日(日)までの土・日・祝日は開設
新型コロナ健康相談コールセンター	電話:078-362-9980 FAX:078-362-9874	24時間 (土曜日・日曜日・祝日含む)
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金相談窓口	電話:078-362-3056	平日 午前9時～午後5時
兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口	電話:078-361-1779 FAX:078-361-1814	平日・土日祝 午前9時～午後5時半

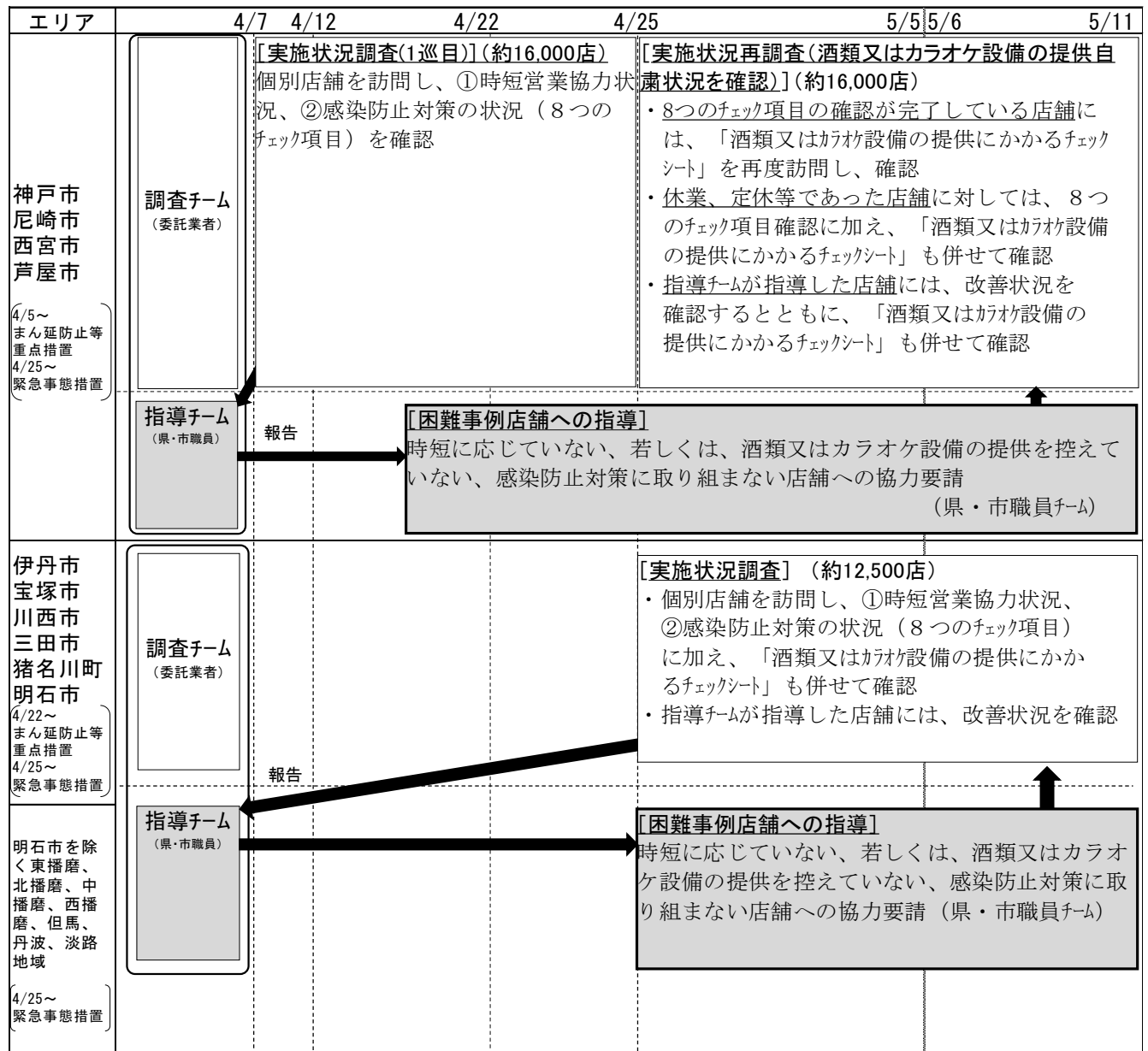
緊急事態宣言発出に伴う飲食店等の見回り活動の強化について

感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置実施区域の神戸市をはじめ 10 市町と連携し、飲食店等に対して行ってきた「時短営業及び感染防止対策」の見回り活動について、緊急事態宣言発出に伴い、対象を全県に拡大し、「酒類又はカラオケ設備の提供状況」の確認を行うなど見回り活動をさらに強化する。

1 見回り対象地域 兵庫県全域

2 見回り体制

現在行っている調査チーム(委託業者)と指導チーム(県・市町職員)による見回り体制を拡充。



3 見回りで確認する事項

飲食店等を個別に訪問し、目視及び聞き取りによる8つのチェックポイント(別添1)の確認に加え、「酒類又はカラオケ設備の提供にかかるチェックシート」(別添2)により酒類及びカラオケ設備を提供していないことを確認

(既に調査が完了した神戸市など4市内の飲食店等に対しては、酒類の提供チェックシートのみを再調査)

酒類又はカラオケ設備の提供にかかるチェックシート

緊急事態宣言が発出されたことにより、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請を、酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店に対しては 20 時までの時短要請をお願いしています。

飲食店等への見回りにおいて、酒類又はカラオケ設備の提供を控えているかどうか、目視又は聞き取りにより、確認させていただきます。

チェック	チェック項目
	酒類の提供をしていない。 (確認方法) <input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> 調査員が目視により確認
	カラオケ設備の提供をしていない。 <input type="checkbox"/> カラオケ設備なし <input type="checkbox"/> カラオケ設備はあるが、提供していない。 (確認方法) <input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> 調査員が目視により確認
	休業中

店舗整理番号	
店舗名	
住 所	
対応いただいた店員のお名前	

調査年月日	
調査員氏名	



飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の8つのポイント～

チェック

1	要請された営業時間を遵守している。
2	座席配置の工夫やアクリル板（パーティション）の設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。
3	窓、ドア等を定期的に開放している、または、換気設備により換気を行っている。また、必要に応じて空気清浄機やCO2センサーを設置している。
4	飲食以外の会話時での扇子やマスク等による飛沫防止の徹底を呼びかけている。
5	手指消毒液を設置し、入場時に必ず来店者に呼びかけている。
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている。
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。
8	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。
	休業中

(飲食店名)

訪問日： 令和3年 月 日

(住所)

整理番号： - -

安定した生活基盤の確立

1 ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給（新）【令和3年5月～】

長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

- 対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
(同手当の令和元年度の所得制限限度額を下回る者に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準の者
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
- 支給金額 児童1人あたり5万円
- 負担割合 国10/10

2 ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施（新）【令和3年夏頃～】

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

- 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
(政令市以外の市町分を県が実施)
 - ・児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
- 貸付期間 12月
- 貸付額 入居している住宅家賃の実費(上限4万円)
※1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続した場合、償還免除
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国9/10、県1/10

3 住居確保給付金の支給（拡）【令和3年4月～】

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当（単身世帯の場合32,300円が上限（県所管地域））の住居確保給付金を支給

- 対象者 ・離職、廃業から2年以内の者
- ・休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
- 支給期間 原則3ヶ月
延長により最長12ヶ月（令和3年3月末までの申請者に限る）
※令和3年6月末までの申請者はさらに3ヶ月再支給
※制度が創設された平成27年4月1日以降の受給者で、支給が終了している者についても再支給可能
- 負担割合 国3/4、県1/4

4 高等職業訓練促進給付金の支給（拡）【令和3年夏頃～】

ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間（6ヶ月～4年）において高等職業訓練促進給付金を支給

- 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母及び父子家庭の父
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
 - ・児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・養成機関において6ヶ月以上(※)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

※「1年以上」であったものを令和3年度に限り「6ヶ月以上」に拡充
- 対象資格 6ヶ月以上の訓練を通常必要とする民間資格等 (※)
※従来の「国家資格」に加え、令和3年度に限り「民間資格」の取得の場合も新たに給付対象として拡充
- 支給金額

区 分	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税非課税世帯	100,000 円/月 (最終1年間 140,000 円/月)	50,000 円/月
住民税課税世帯	75,000 円/月 (最終1年間 115,000 円/月)	25,000 円/月

- 負担割合 国 3/4、県 1/4

不安や困難を抱える女性への支援

1 つながりサポート型女性相談支援事業(新)【委託事業者決定後実施】

コロナ禍で孤独や孤立により不安や困難を抱える女性を支援するため、NPO 等と連携し、W e b 等を活用した相談支援事業や居場所づくりを実施

○ 実施内容

(1) 相談・居場所づくりの実施

- ・ 電話・メール等による相談
- ・ W e b を活用した対面支援、訪問支援
- ・ 同じ悩みを持つ人同士が語り合える居場所づくり、女性用品等の提供

※ 実施手法 NPO 等民間団体へ委託

(2) 男女共同参画センターの機能強化

- ・ NPO 等民間団体に対する相談支援、情報提供体制の強化
- ・ 生活支援など相談内容に応じた窓口とのつながりを支援
(連携推進員の設置)

○ 負担割合 国 3/4、県 1/4

生活に困窮する県内大学生等への支援強化

1 大学連携組織を活用した県内大学生の地元就職促進事業(新)【令和3年5月中旬頃～】

新型コロナウイルス感染症の影響による企業説明会の減少、企業の採用抑制、就職内定率の低下等の就職環境の変化により、就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、Webによる県内企業の就職セミナーを開催

- 対象者 県内大学の学生及び既卒者等
- 実施回数 2回(延べ学生等200名、企業10社程度を想定)
- 実施手法 大学コンソーシアムひょうご神戸へ委託
- 負担割合 県10/10

(参考) 現行の大学連携組織を活用した主な県内大学生の地元就職促進事業

- 大学キャリアセンターの県内企業理解促進
 - ・ 県内企業経営者等による説明会・意見交換
 - ・ 県内企業採用者との意見交換
- 学生の県内企業就職促進
 - ・ 学生と県内企業経営者・採用担当・若手社員との意見交換
 - ・ 大学間連携就職コーディネーターの設置

2 私費外国人留学生「学びの継続」のための緊急奨学金支給事業(新)【令和3年5月中旬頃～】

長引くコロナ禍の影響により、アルバイト収入の大幅な減少や母国の保護者からの仕送りが減少するなど、経済的に困窮している大学等の私費外国人留学生(※)の生活安定を図るため、緊急奨学金を支給

※ 外国人留学生は、国の高等教育修学支援新制度(年収約380万円未満世帯について、授業料・入学料減免+給付型奨学金)の対象外

- 支給期間 最大1年間(令和3年度)
- 支給金額 月額3万円
- 支給人員 50人
- 支給対象 大学・短大・高専・専門学校日本語学科に在籍する私費外国人留学生
- 支給要件
 - ・ アルバイト収入が大幅に減少(50%以上)
 - ・ 仕送り額が9万円以下で、前年から減少等(各大学等において生活実態を把握し、総合的に判断のうえ推薦)
- 実施方法 兵庫県国際交流協会に委託
- 負担割合 県10/10

(参考) 現行の私費外国人留学生奨学金制度(兵庫県国際交流協会)

区分	金額	期間	人数
一般枠	月額3万円	1年間	70名
グローバル枠		1年間	30名
アジア新興国枠		2年間	50名

感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 明石市	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○コミュニティFMやケーブルテレビの市提供番組での啓発放送 ○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信 ○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示 ○市本庁舎庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ ○市広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施 ○防災スピーカーによる啓発放送 ○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ(市内一円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ ○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して午後8時までの営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ ○飲食店を訪問し、営業時間短縮を呼びかけるとともに、時短協力等の状況を確認 ○ひょうご防災ネットにより時短要請協力金について情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼 ○市長会見による呼びかけや市長メッセージの発信 ○市公共施設の時短営業実施
県民局・ 県民センター ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による街頭啓発 ○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示 ○コミュニティFM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット等による呼びかけ ○道路情報板での周知情報の表示 ○イベント、会合等での知事メッセージの配布 ○庁舎等への懸垂幕の掲示 ○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○市、県警と合同で繁華街の飲食店に呼びかけ ○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼 ○商工会議所等を通じたガイドライン等に基づく対策の依頼や支援制度の周知 ○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示 ○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS やインターネットによる若者向けメッセージの配信 ○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼 ○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発 ○県立学校での啓発 ○商工会青年部等を通じた会員への啓発 ○看護学生による動画配信や出前講座の実施 ○小中学校に感染防止対策の徹底を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞社支局を訪問し、対策徹底等の報道を依頼 ○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼 ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発 ○高齢者大学でのポスター掲示による啓発 ○医師会・薬剤師会等を通じた医療従事者への啓発

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ・SNS・Youtube 等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発 ○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発 ○FM・AM ラジオでの啓発 ○広報車による呼びかけ ○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映 ○イオン・コープこうべの店舗で館内放送 ○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布 ○県民だよりひょうご臨時号の発行による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮北部地域における外出自粛要請 ○夕刻に、県職員(客引き行為等防止指導員等)、生田署員及び県警生活安全企画課員による三宮北部地域での巡回啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミント神戸の「ミントビジョン」で啓発動画を放映 ○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、オンライン授業の積極的活用、知事メッセージ・学生向け動画の配付・送信などを要請 ○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画配信等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤマト運輸(株)と連携した新型コロナ感染防止啓発(県内セルフドライバー等ワッペン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付)

まん延防止等重点措置に伴う啓発活動の実施状況

		取 組 内 容
神戸県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮等での職員による街頭啓発 (4/5. 22. 28) 阪急神戸三宮駅北交差点 (生田新道交差点)・東門街南入口付近・JR元町駅東口南側等において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止の徹底を呼びかけ ○デジタルサイネージによる啓発 (4/5～) 新長田合同庁舎のデジタルサイネージを用いて、知事メッセージ画像を放映 ○JR 新長田駅前での啓発ポスター掲示 (4/6～) ○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示 (4/6～) ○新長田商店街代表の会合の場で重点措置について説明 (4/2 夜) ○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信 (随時)
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 飲食店利用者に向けた場所・時間 (繁華街で 16 : 30 から 1 時間程度) で実施
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○看護学生 3 人による新型コロナウイルスの感染防止についてのフリートーク動画を SNS で配信 (4/23～) ○看護学生による高校生への新型コロナウイルス感染防止出前講座の実施 (4/26. 27. 28) ○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信 (随時) 30 代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○県民センターホームページ (センター長メッセージ) での感染防止対策の要請 ○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底の呼びかけ
阪神南県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発 (4/5・9・16) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR 立花駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ ○コミュニティ FM での注意呼びかけ (4/9・16・20・23・30) 内容：FM 尼崎 (尼崎市エリア)、さくら FM (西宮・芦屋エリア) で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ ○県民センター職員による街頭啓発 (4/22・28) 内容：阪神尼崎駅、JR 尼崎駅、阪急西宮北口駅において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、県警と合同での職員による飲食店への啓発 (4/5・9・16) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR 立花駅周辺の繁華街の飲食店に時短営業、感染防止対策の徹底の呼びかけ
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○大学生向けメールマガジンへのメッセージ掲載 内容：NPO 法人発行の大学生・若年層向けメールマガジンへ不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等のメッセージを配信
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○管内新聞社支局への訪問周知 内容：感染防止対策の徹底等の報道を依頼 ○県民センターホームページ (センター長メッセージ) での感染防止対策の要請

阪神北県民局	①全般的な啓発	<p>○4 県民局・センター一斉街頭啓発（4/22, 4/28）</p> <p>J R・阪急宝塚駅、阪急川西能勢口駅、阪急伊丹駅の駅前において、職員による「不要不急の外出・移動の自粛」「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○県民局情報番組での注意呼びかけ（4/6, 4/8, 5/4, 5/6）</p> <p>内容：コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長等から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○管内商工業事業者会議で感染防止対策の呼びかけ（4/22）</p> <p>○宝塚北サービスエリアフリーラウンジでの「ひょうごスタイル」ポスターの掲示（継続実施）</p> <p>○庁内放送及び知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施）</p> <p>○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p>
	②飲食店への啓発	○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼（4/6, 4/16）
	③若者への啓発	<p>○若者向け感染防止啓発動画の作成（作成中）</p> <p>○管内の中間支援NPO（宝塚・川西・三田）に会員ほか関係ある若者への周知を依頼（4/6）</p> <p>○管内の若者の地域活動団体（伊丹・川西・三田）に関係ある若者への周知を依頼（4/6）</p> <p>○管内の商工会議所・商工会青年部に会員への周知を依頼（4/6）</p> <p>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信（4/8）</p> <p>30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</p>
	④その他	○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼（4/8～）
東播磨県民局	①全般的な啓発	<p>○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示）</p> <p>○県民局ホームページトップ画像での注意喚起</p> <p>○J R加古川駅でのポスター掲示</p> <p>○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組）</p> <p>○総合庁舎等での懸垂幕の掲示</p> <p>○職員による街頭啓発（4/22, 28）</p> <p>JR 明石駅等において、「不要不急の外出の自粛」「大人数、長時間の飲食は自粛」など、まん延防止対策の徹底を呼びかけ</p>
	②飲食店への啓発	<p>○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼）</p> <p>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所））</p>
	③若者への啓発	<p>○兵庫大学でのポスター掲示</p> <p>○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）</p>
	④その他	○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）

北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（4/6～（週1回）） ○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～） ○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示の実施（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施） ○庁舎（社総合庁舎、三木庁舎）における屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発 ○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の全般的な啓発を通じて実施 ○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼（4/9～）
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン会議での啓発動画の配信（随時） ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発（4/6～）
中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（毎日1回） ○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！ 不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ（4/21）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出依頼（4/27） ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23）
	④その他	—

西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（継続実施） ○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～） ○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策徹底の要請（随時）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内県立高校訪問による感染拡大防止対策徹底の依頼（4/6～4/9）
	④その他	—
但馬県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車による自動車啓発（土日含む毎日）（4月下旬～）（予定） ○但馬県民局管内の道路情報板での呼びかけ（継続実施） ○地域コミュニティFM（FMジャングル）での呼びかけ（継続実施） ○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送（継続実施） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）（再掲）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の大学にポスター掲示及び学生への知事メッセージの配付を依頼（継続実施）
	④その他	—

丹波県民局	①全般的な啓発	<p>○庁舎内における啓発 内容：柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映</p> <p>○ＪＲ駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出</p> <p>○ホームページ等による啓発 内容：県民局ＨＰ、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○各市へ啓発依頼・実施 内容：防災行政無線(全戸配布)、有線、メールによる周知</p> <p>○自動車啓発 内容：管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○イベント、会合等での知事メッセージ配布</p>
	②飲食店への啓発	<p>○イベント、会合等での知事メッセージ配布（再掲） 内容：商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ</p>
	③若者への啓発	<p>○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付</p> <p>○ホームページ等による啓発（再掲） 内容：県民局ＨＰ、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ</p>
	④その他	—
淡路県民局	①全般的な啓発	<p>○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけと各コールセンター連絡先の周知（4/14）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p> <p>○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施）</p> <p>○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施）</p> <p>○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起(4/15～)</p> <p>○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）</p>
	②飲食店への啓発	<p>○淡路島内の商工会議所及び商工会を通じて、飲食店等にあらためて業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、各種支援制度を周知(4/6、4/14)</p> <p>○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時）</p>
	③若者への啓発	<p>○淡路島内の大学に対し、知事メッセージの周知を依頼(随時)</p> <p>○教育事務所・教育委員会を通じて、淡路県民局管内の小・中学校に感染防止対策の徹底を依頼(4/22)</p>
	④その他	<p>○淡路島内3市に、住民への感染防止対策徹底の周知を依頼(4/16)</p> <p>○淡路島内の医師会・薬剤師会等を通じて、医療従事者の方に感染防止対策の徹底を依頼(4/20)</p>

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月5日からまん延防止等重点措置を実施している。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、令和3年4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされたことから、以下の緊急事態措置を実施する。

I 区 域

兵庫県全域

II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年5月11日

III 措 置

1 医療体制

(1) 入院体制

① 病床の確保

- 現在、重症対応118床、中等症630床、軽症187床の計935床を確保した。運用病床についても順次拡大していく。また、5月中には新たな病床確保計画に対応するため、1,000床程度の確保及び1,200床程度の体制構築を目指す。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
- 医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

②重症者への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- 県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。
- 重症病床の円滑な運用に向け、看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保を支援するほか、標準治療及び重症化時の転院の目安の周知により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図る。

③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：193病院）。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1名受入あたり10万円）を実施する。

④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時の支援として、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

- 無症状者については、医師の判断により、入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行うこととし、引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。
- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。

②宿泊療養施設の確保

- 宿泊療養施設については現在、1,165室の運用を行っている。また、神戸市内に新たに確保した1施設（160室程度）について、5月上旬運用に向けて準備を進める。さらに、新たな病床確保計画に対応するため、1,500室程度の確保に向け、交渉を進める。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。

○オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち2施設（西宮・姫路）に加え、5月1日から1施設（神戸）に医師を派遣し、安心して療養できる環境を確保する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実に伴い、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応を行う。
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方には、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 必要な訪問診療体制を整備するとともに、必要に応じて食料品・衛生資材等の配布やパルスオキシメーターの貸し出しを行う。

(5) 自宅療養の実施

- 医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力の上、発熱等診療・検査医療機関1,181ヶ所を指定している。
- ゴールデンウィークに外来診療等を行う発熱等診療・検査機関及び薬局に対して運営に要する経費（4/29～5/5の間：15,000円/日）を支援する。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、6,200件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を8ヶ所開設している（今後も状況に応じて地域と協議）。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。

- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR 検査体制】

区 分		検査可能件数
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
	小 計	1,385
民間検査機関		2,440
医療機関		2,375
合 計		6,200

(8) 幅広い検査の実施

- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対して PCR 検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者に PCR 検査を実施する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR 検査の受検支援を行う。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

(9) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整して準備を進める。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(10) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっており、状況に応じて県からも提供する。

(11) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日〔4/29～5/5の間：24,000円/日〕）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。
- 感染が拡大している保健所の業務負担を軽減するため、県、関係機関等や県民局（センター）からの応援体制を構築するとともに、民間派遣を活用した応援チームによる支援を実施するなど、保健所体制の更なる強化を図る。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

【県立学校】

① 教育活動【4月26日～5月11日】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- 県外における活動（修学旅行を含む）は、行わない。
ただし、令和2年度から令和3年度に延期している修学旅行及び既に実施中の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、実施の可否は判断する。
- なお、連休明け（5月6日以降）の感染状況によっては、部活動を含め、活動場所を制限することを検討する。

○感染防止対策

〔登校・出勤時〕

- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底する（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。
なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮する。
- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）。

〔教育活動時〕

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒、教職員に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。 など

② 部活動【4月25日～5月11日】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施する。

ただし、実施場所は県内に限る。（※を除く）

○感染防止対策

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とする。

- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
- ・更衣室・部室でのミーティング、試合等における応援時にはマスクを着用する。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

○中体連、高体連、高文連及び高野連に対して、公式戦において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、試合は無観客とするなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③心のケア

○新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
- ・緊急事態措置を実施すべき区域となったことに伴い、児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討
- ・SNS 悩み相談の拡充（17:00～21:00 → 16:00～22:00）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

【市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）】

○設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

○設置者に対して、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習を支援するよう呼びかけを行う。

〔感染時における対応〕

- 感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

【以下の感染防止対策強化を要請】

①授業形態

- 対面授業、部活動・サークル活動等を実施する際の感染防止対策を徹底する。
- 若い世代の感染者が急増している状況を踏まえ、さらなる感染防止の徹底を図るため、オンライン授業の積極的な活用する。

②部活動・サークル活動

- 県外での活動は、実施しない。(※を除く)。
- 県内で活動する場合は、以下の点に留意する。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・練習試合等を実施する場合は必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。
- ※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（同）（参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること）

③外出・飲食

- 学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。
 - ・不要不急の外出・移動の自粛の徹底（特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来の自粛）
 - ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
 - ・大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛
 - ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
 - ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
 - ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

【学生への支援】

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
 - ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
 - ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
 - ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免の支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

(1) 基本的な方針【4月25日～5月11日】

○県立施設については、

①社会教育施設は、原則臨時休業とする。

ただし、劇場等については感染防止対策を徹底した上で、無観客の利用は可とする。

また、図書館については、入場整理のうえ、開館する。開館時間は最長20時までとする。

②体育施設

(屋内施設)

・屋内施設（1000㎡超）については、原則臨時休業とする。

ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）については、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）については、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。

・屋内施設（1000㎡以下）については、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

(屋外施設)

・屋外施設については、感染防止対策を徹底し、無観客での利用とする。

また、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

○市町立施設に対しては、県立施設と同様の取組みを要請するとともに、民間施設については、協力要請を行う。なお、開館する場合にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を改めて働きかける。

(2) 感染防止対策

○催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を徹底する。

○来館者多数の場合の入場制限を行う。

○発熱・咳などの症状のある者の入場を禁止する。

○発熱チェックを行う。

○マスク装着の徹底、消毒液の設置を行う。

○演者と観客との一定の距離を確保する（最低2m）。

○密閉・密集・密接状態を回避する（休憩時間・回数増、換気など）。

○入館者の氏名・連絡先等を把握する。

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録を呼びかける。等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底することを要請する。

③施設への支援

- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者1人あたり25万円
- 訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園等は、感染防止対策を施した上で、閉鎖しない。
 - ・公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。
 - ・公園全体で人を分散させるため、電車バスでも一定の利用が見込まれる公園（県立明石公園、県立甲山森林公園、県立西猪名公園、県立舞子公園及び県立尼崎の森中央緑地）については、駐車場を閉鎖し、車での来場者を抑制。
 - ・公園内レストランについては他の飲食店と同様の働きかけとする。
 - ・公園内の野球場、屋外テニス場、記念館など各施設は、今後公表される国対処方針に従う。
- 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、兵庫楽農生活センター、県立六甲山ビジターセンターは休業する。
- 県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園は開園するが、屋内施設は閉鎖する。
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、4月25日から5月11日まで、駐車場を閉鎖するとともに、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請。

6 公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

- 交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における平日の終電の繰上げ、週末休日の減便等の協力を依頼
- 播但連絡道路について、GW期間中（4/29～5/9）の土日祝の休日割引は適用せず、基本料金を徴収

7 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

(1) 不要不急の外出自粛等（法第45条第1項）

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
- 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請（※飲食店等への見回り等を実施）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
- 特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請
- 大人数や長時間におよぶ会食を自粛すること
- 会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- 歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - (a) 飲酒を伴う懇親会等

- (b) 大人数や長時間におよぶ飲食
- (c) マスクなしでの会話
- (d) 狭い空間での共同生活
- (e) 休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること
- こまめな換気や適度な保湿を行うこと

(3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること

(4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- 大声での会話、回し飲みを避けること
- 会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- 特に医療機関関係者や社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」を登録すること

8 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）【令和3年4月25日～令和3年5月11日】

- 催物・イベントは、原則として無観客での開催を要請する。（社会生活の維持に必要なものを除く）
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 参加者等へ「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

9 施設の使用制限等【令和3年4月25日～令和3年5月11日】

○県全域への業種別ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

○飲食店等への休業要請・時短要請（法第45条第2項に基づく）

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店を含む）への休業要請
- ・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請（5時～20時）

〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）(※)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

〈区域〉 全県

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請

(法第45条第2項)

- ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

(法第24条第9項)

- ・CO2センサー等の設置

○多数利用集客施設への休業要請等（特措法施行令第11条施設）

- ・休業を要請する施設（1,000㎡超の施設）

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積が1,000㎡超の施設は休止 ・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮を働きかけ
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店 等	
運動・遊技施設	体育館、ボウリング場 等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等	
博物館等	博物館、美術館 等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	

- ・イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模によらない）

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・無観客開催 (社会生活の維持に必要なものを除く)
集会・展示施設	集会場、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場 等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地	

10 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

○業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。

○特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品

衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。

- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
 - ・県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を臨時的に5カ所開設（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎）

11 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額8千億円
- ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料） （R2.5.1～R3.5.31）	6,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2.6.22～ 3,000万円→4,000万円 R3.1.25～ 4,000万円→6,000万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600万円 個人事業主：300万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金 （R2.6.22～R3.5.31）	5,000万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%
経営活性化資金 （R2.3.16～R3.6.30）	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 （R2.3.16～R3.6.30）	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付 （R2.3.16～R3.6.30）	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 （R2.2.25～当面の間実施）	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾

- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

②事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用

- 対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により、売上が50%以上減少した事業者
金額：法人60万円、個人事業主30万円（上限）

イ キャンセル料への支援

- 対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用
金額：2500万円（上限）、補助率10/10

ウ 雇用調整助成金の活用

- ・特例措置を4月末まで延長
 - a) 助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5（解雇等を行っていない場合は大企業3/4、中小10/10）
※まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大10/10まで引き上げ
 - b) 助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
 - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・以下の企業は6月末まで現行特例措置を延長
 - a) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - b) 特に業況が悪い事業者（売上が30%以上減少）
※上記a)、b)以外の企業は、5～6月は特例を段階的に縮減
（助成上限額15,000円/日→13,500円/日、中小助成率上限10/10→9/10）
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

エ 産業雇用安定助成金の活用

- 在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業者に対し助成
- a) 助成率：大企業3/4、中小9/10
 - b) 助成上限額：12,000円/日（出向元・出向先の計）

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給する。
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

カ 小学校休業等対応助成金

- ・対象：小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業者
- ・金額：15,000円/日（上限）

キ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業：5～10万円/1店舗（定額）、13,500件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模15億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

（参考：国制度）小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠（コロナ特別対応型）	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限50万円・補助率2/3	上限100万円・補助率2/3	上限100万円・補助率3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乘せ補助：上限50万円

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 （拠点地区・促進地域）	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 （拠点地区1/3軽減・5年間） 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 （拠点地区1/2軽減・5年間） 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

（参考：国制度）サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業1/4～1/2以内、中小企業等1/4～2/3以内、補助上限額：100億円

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対し、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

離職者等の就職促進のため、介護や IT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800 人（実施規模：219 コース 4,150 人））

(2) 観光振興

○令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
スキー場周辺地域での宿泊割引支援 (12月～4月)	2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～4月)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

※4月25日以降の新規予約分について、適用を停止

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバス	1台あたり宿泊3万円、 日帰り1.5万円

※4月25日以降の新規予約分について、5月11日まで停止

(3) Go To トラベルキャンペーン

○全国において、事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

○プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止

○販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い

緊急事態宣言発出を踏まえ、令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかけ[有効期限3/31→6/30に延長]

【参考】緊急事態宣言発出前の呼びかけ内容（12/18～1/13）

直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ

〈時期：Go To トラベルの停止終了日まで〉

飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d))を改めて周知徹底

a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。

・但し、家族での食事の場合は対象外

・乳幼児・子ども、高齢者や障害者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。

b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離

c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知

d) 受託事業者は、人数制限についてWEB等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得

・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知

・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

○全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

①Go To トラベル事業

宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)

※旅行代金の割引(35%)、土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)

②Go To Eat 事業

ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)

イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与

③Go To 商店街事業

商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)

※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ

④Go To イベント事業

イベント等のチケット購入代の2割を支援

(6) 生活基盤の確保

①生活福祉資金特例貸付の拡充

○新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

②住居確保給付金の支給

○休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

③ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給

○長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

④高等職業訓練促進給付金の支給

○ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑤ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

○ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) 税制上の特例措置等

○県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予

○県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)

○住宅ローン控除(住民税)の特例の拡充(面積要件の緩和、適用期限の1年延長)

○自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和3年末まで)

○耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)

○自動車税種別割の障害者減免(新規分)申請期限の延長(令和3年6月30日まで)

○法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

○自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) 特別定額給付金の早期支給

○特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(9) 農林水産事業者への支援

①資金繰り支援

○美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

②事業継続支援

○山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③需要喚起・販売促進

○県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2,500円の購入毎に、直売所で使える500円の金券を配布）

12 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

○職員の感染防止対策

- ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
- ・サテライトオフィスの活用
- ・テレビ会議システムの活用
- ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施

○市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減の要請

(2) 予算の早期実施

- ・国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

○「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。（令和2年7月1日付）

- ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
- ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務

○新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。

- ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）

○庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

(4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。

（相談窓口一覧 URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>）

(5) 女性に対する支援

男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施（「女性のための悩み相談（☎078-360-8551）」）。

さらに、コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO 等民間団体と連携し、Web 等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

13 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)
(令和2年 4月17日改定)
(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)
(令和2年 5月 4日改定)
(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)
(令和2年 5月26日改定)
(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)
(令和2年 7月17日改定)
(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)
(令和2年 8月 1日改定)
(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)
(令和2年10月14日改定)
(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)
(令和2年11月18日改定)
(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)
(令和2年12月24日改定)
(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)
(令和3年 1月22日改定)
(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)
(令和3年 3月 4日改定)
(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)
(令和3年 4月 2日改定)
(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月15日改定)

緊急事態！ 感染拡大防止 徹底要請

本日、兵庫県に3度目の緊急事態宣言が発令されました。

県内では、連日過去最多の感染者が発生し、入院できない患者が1,000人を超え医療崩壊の危機にあるなど、まさに緊急事態にあります。

今後、ゴールデンウィークを迎え、何としてもこれ以上の感染拡大を阻止するため、人の移動を抑えなければなりません。

事業者の皆様には、厳しい状況が続きますが、緊急事態宣言下であることを認識していただき、次の重点的な取組を徹底してください。

事業者の皆様へ

1. 飲食対策の徹底

- 酒類の提供又はカラオケ設備の利用の禁止をお願いします。
- 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等は、5時から20時までの営業をお願いします。
- 飲食店等では、感染対策の徹底をお願いします。
アクリル板設置又は適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨

2. 人流の抑制対策

- 多数の者が利用する大規模店舗や博物館など一定の集客施設は、休業にご協力をお願いします。
- イベントや催物等の開催は、延期や自粛をお願いします。開催する場合は、無観客での開催をお願いします。

3. 職場・施設等での感染対策の徹底

- 各職場や施設等での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など感染対策の徹底をお願いします。
- 高齢者施設では、職員等の積極的なPCR検査を実施してください。
- 従業員等に対し、懇親会等の会食の自粛を徹底してください。

4. 出勤者7割削減の推進

- 在宅勤務（テレワーク）の推進やゴールデンウィーク中の休暇取得の促進等により、出勤者の7割削減をお願いします。

令和3年4月23日

兵庫県知事

井戸敏三

緊急事態！ 感染拡大防止 徹底要請

本日、兵庫県に3度目の緊急事態宣言が発令されました。

県内では、連日過去最多の感染者が発生し、入院できない患者が1,000人を超え医療崩壊の危機にあるなど、まさに緊急事態にあります。

今後、ゴールデンウィークを迎え、何としてもこれ以上の感染拡大を阻止するため、人の移動を抑えなければなりません。

県民の皆様には、緊急事態宣言下であることを認識していただき、自らが「県民の命を守る」との強い思いで、次の重点的な取組を徹底してください。

県民の皆様へ

1. 外出の自粛

- 生活維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないでください。
- 大阪、東京など県境を越えた感染拡大地域との往来・帰省を自粛してください。
- 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等や、時短要請時間外に営業している飲食店等には、絶対に入りししないでください。
- 催物やイベントへの参加を自粛してください。

2. 感染対策の徹底

- 家庭において、「ウイルスを家庭に持ち込まない」「ウイルスを家庭内に広げない」「ウイルスを家庭外に広げない」行動をしてください。
- 「マスクの着用」「手洗い・手指消毒」「人と人との距離の確保」、「換気」など、学校や施設等での基本的な感染対策を徹底してください。

3. 若い方々のリスクの高い行動の自粛

- 会食などリスクの高い場面を避けてください。
- 路上や公園等における集団での飲酒などの行動は絶対にやめてください。
- 部活動やサークル活動などの際には、マスクの着用・手指消毒など感染対策を徹底してください。

4. テレワークや休暇取得等の推進

- 「出勤者の7割削減」を目指した在宅勤務（テレワーク）の推進やゴールデンウィーク中の休暇取得の促進をお願いします。

令和3年4月23日

兵庫県知事

井戸敏三